

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		児童扶養手当の受給資格及び手当額の認定
根拠条例・規則名		児童扶養手当法
条 項		第 6 条
所 管 部 課		区役所健康福祉部支援課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 受付処理簿の件名(氏名)欄及び受付(再提出)欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、認定請求書の記載及びその添付書類等に不備がないかどうかを検討すること。なお、規則第 26 条の規定により添付書類等が省略されているときは、認定請求書の余白に省略された書類の名称を記入すること。</p> <p>2 認定請求書の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類等に著しい不備があるときは、認定請求書を請求者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。</p> <p>3 請求者が返付された認定請求書を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付(再提出)欄に再提出受付年月日を記入すること。</p> <p>4 認定請求書の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び認定請求書の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入するとともに、請求者に認定請求書の請求年月日を記入させること。</p> <p>5 認定請求書の記載及びその添付書類等の内容を審査すること。なお、請求に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、児童扶養手当法第 29 条の規定による調査を行い、又は、法第 30 条に規定する措置をとること。</p>
	設定等年月日	平成 14 年 7 月 4 日設定 平成 23 年 2 月 21 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (各事案において審査項目が多岐にわたり、調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		